

米国特許資料
特許製品の最初の販売によって特許権が消尽することを明らかにした
米国連邦最高裁判所による判決

2017年06月12日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

特許権の消尽に関し、米国コモンロー ("common law") によれば、特許製品が最初に販売された場合、当該特許製品に係る特許権者の権利の全てが消尽します。したがって、実施権者による特許製品の販売後、特許権者は、特許製品の購入者を相手取って特許侵害に係る民事訴訟を連邦地方裁判所に提起することができなくなります。

これまで25年間もの長きに亘り、特許権の消尽に関し、CAFCは、特許権者が、合意し且つ合法的な使用または再販に関する制約事項を行使する権利を維持したまま、特許製品を販売することを認めるという判断を下してきました。

このような状況下で、連邦最高裁判所は、CAFCの上記判例を覆す判決を下しました。今回の最高裁判決が、どのようなことを意味し、どのようなことに特許権者は留意しなければならないか等について、以下に説明します。

【全4頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト>	: http://www.harakenzo.com
<商標専門サイト>	: http://trademark.ip-kenzo.com
<意匠専門サイト>	: http://design.ip-kenzo.com
<法務部 facebook>	: https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment
<広島事務所 facebook>	: https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。